平成２２年（フ）第１８９２号
札幌市白石区栄通７丁目８番18―407号
債務者　西堀　賢司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１２号
札幌市中央区南７条西17丁目１番27―102号
債務者　藤井　　治（旧姓川内）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２１３号
札幌市中央区南７条西17丁目１番27―102号
債務者　藤井　直美
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２５１号
札幌市手稲区前田５条８丁目１番37―411号
債務者　松崎紀美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３０３号
札幌市手稲区西宮の沢５条１丁目22番12号　西宮の沢オレンジハウス101号、住民票上の住所札幌市白石区栄通10丁目４番16号　プロスパー10―305号
債務者　廣瀬　哲也
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３２４号
北海道石狩郡当別町樺戸町476番地15
債務者　山崎扶幸枝（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３３２号
札幌市中央区南21条西８丁目１番30号　朝日プラザ南21条501号
債務者　佐藤　　明
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３４３号
札幌市白石区栄通17丁目17番８―101号
債務者　長谷いずみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３６８号
札幌市中央区北６条西25丁目３番35―506号
債務者　宮澤　正信
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７５号
札幌市東区東雁来８条４丁目９番３―５号
債務者　保木本まゆみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２３７６号
札幌市東区東雁来８条４丁目９番３―５号
債務者　保木本るみ
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４０１号
札幌市清田区里塚１条４丁目５番11―503号
債務者　大西貴美子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５５号
札幌市白石区北郷１条12丁目８番17号　ウェルストンM．Y―22号
債務者　本間恵里子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４５６号
札幌市白石区北郷１条12丁目８番17号　ウェルストンM．Y―22号
債務者　本間　一司
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２４７４号
札幌市白石区川北２条２丁目１番10号　岡田マンション103号
債務者　本間　英克
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５１８号
札幌市清田区美しが丘２条４丁目12番21号
債務者　漆崎　早苗
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５３２号
札幌市東区東苗穂８条２丁目３番85号　桜荘２号
債務者　椎名　裕生
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２５４６号
札幌市北区篠路２条８丁目５番12号　吉田マンション12号
債務者　武田　行雄（旧姓小柳）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月４日まで
札幌地方裁判所民事第４部